

2025年2月13日

USEN 少額短期保険株式会社

流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故により 被害を受けられました皆さまへ

令和7年1月28日に発生した流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故により被害を受けられた皆様に心からのお見舞いを申し上げます。

当社では、この度の災害救助法が適用された以下の地域のお客さまからお申し出があった場合、保険料払込猶予期間の特別措置を実施させていただきます。

<保険料払込猶予期間の特別措置>

お申し出により、一定の保険料払込猶予期間を設ける特別措置を実施いたします。

特別措置の適用をご希望のお客さまは、以下のフリーダイヤルへご連絡ください。

お客さま専用フリーダイヤル 0120-009-680

※ 受付時間：9:30～18:00（土・日・祝日・年末年始休業期間を除く）

※2025年2月13日更新

適用都道府県	適用地域	法適用日
埼玉県	八潮市（やしおし）	1月29日